

I. 学生募集要項

1. 募集要項一覧

		短期養成課程	一般養成課程	注意事項
修業年限		9 か月	1 年 9 か月	最長在籍期間は、短期養成課程 2 年、一般養成課程は 4 年です。
学修期間		2025 年 4 月～ 2025 年 12 月	2025 年 4 月～ 2026 年 12 月	
募集定員		60 名	140 名	
スクーリング会場		①(兵庫県) 宝塚医療大学 宝塚キャンパス ②(北海道) 札幌青葉鍼灸専門学校 ③(福島県) 福島医療専門学校 ④(東京都) 宝塚医療大学 東京キャンパス ⑤(神奈川県) 横浜医療専門学校 ⑥(愛知県) 名古屋平成看護医療専門学校 ⑦(和歌山県) 宝塚医療大学 和歌山キャンパス ⑧(大阪府) 宝塚医療大学 大阪豊崎キャンパス ⑨(鳥取県) 米子コンベンションセンターBIGSHIP ⑩(広島県) 全国柔整鍼灸協同組合広島事務所 ⑪(福岡県) 全国柔整鍼灸協同組合福岡事務所 ⑫(沖縄県) 宝塚医療大学 宮古島キャンパス		出願時に、希望するスクーリング会場にチェックを入れてご提出頂きます。最少催行人数は3名としており、それに満たない場合は、開催しない場合もありますので、ご了承ください。
入学検定料		10,000 円		一旦納入された入学検定料は理由の如何にかかわらず返還いたしません。
学 費	入学金	30,000 円	30,000 円	
	授業料	180,000 円	270,000 円	
	実習費	120,000 円	120,000 円	実習費は、実習履修者のみ必要です。また、実習時の諸費用(交通費、食費等)は自己負担です。
テキスト代		15,000 円程度	50,000 円程度	テキストは、各自でご購入頂きます。
実習実施地域		全国 (「V. 学修方法について」参照)		

※実習期間中の保険は、本学で加入し、保険料も本学が負担します。

2.出願期間・試験日

2025(令和7)年度入学試験は、次の通りです。

	出願期間(出願締切日必着)	合格発表日	入学手続締切日
第1次募集	2024年9月2日(月) ~ 9月20日(金)	2024年9月27日(金)	2024年10月10日(木)
第2次募集	2024年10月21日(月)~11月8日(金)	2024年11月22日(金)	2024年11月29日(金)
第3次募集	2024年12月9日(月) ~ 12月27日(金)	2025年1月10日(金)	2025年1月20日(月)
第4次募集	2025年2月3日(月) ~ 2月21日(金)	2025年2月28日(金)	2025年3月10日(月)
第5次募集	2025年3月17日(月) ~ 4月4日(金)	2025年4月8日(火)	2025年4月15日(火)

3.出願資格

社会福祉士短期養成課程(通信)9か月

(1)出願資格

- ①福祉系大学等(4年)において基礎科目を修めて卒業した者、または3月卒業見込みの者
- ②福祉系短大等(3年)において基礎科目履修後、厚生労働省指定施設*における相談援助業務に1年以上従事した者
- ③福祉系短大等(2年)において基礎科目履修後、厚生労働省指定施設*における相談援助業務に2年以上従事した者
- ④社会福祉主事養成機関修了後、指定施設において相談援助業務に2年以上従事した者
 - ・社会福祉主事養成機関修了前の指定施設における相談援助業務は、実務経験に含まれません。
 - ・社会福祉主事養成機関には、大学等において社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した、いわゆる「3科目主事」はこれに該当しません。
 - ・社会福祉主事養成機関には、都道府県の「社会福祉主事講習会」は含まれません。
- ⑤福祉事務所の査察指導員等の実務経験が4年以上ある者

[備考]

■*印の厚生労働省指定施設とは、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)第2条に規定される施設をいいます(「Ⅲ. 入学資格に関する資料」参照)。

■卒業証明について、入学試験時に見込証明であった者は、卒業証明書(出身学校長の証明・発行するもの:原本)を提出しなければなりません。

■実務経験証明について、入学試験時に見込証明であった者は、入学年度4月1日以降の日付で実務経験証明書を作成・提出しなければなりません。

【基礎科目の履修について】

上記「(1)出願資格」①～③で出願する場合、次の基礎科目を出身校で履修していることが必要です。

●旧カリキュラム(2008年度以前の大学等入学者)

①	心理学・社会学・法学のうち1つ
②	社会保障論・公的扶助論・地域福祉論のうち1つ
③	社会福祉原論
④	老人福祉論
⑤	障害者福祉論
⑥	児童福祉論

●新カリキュラム(2009年度以降の大学等入学者)

①	次の3科目のうち1つ 人体の構造と機能及び疾病 心理学理論と心理的支援 社会理論と社会システム
②	社会調査の基礎
③	相談援助の基盤と専門職
④	福祉行財政と福祉計画
⑤	福祉サービスの組織と経営
⑥	社会保障
⑦	高齢者に対する支援と介護保険制度
⑧	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
⑨	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
⑩	低所得者に対する支援と生活保護制度
⑪	保健医療サービス
⑫	次の3科目のうち1つ 就労支援サービス 権利擁護と成年後見制度 更生保護制度

(2)出願書類一覧

書類の種類	該当様式	出願資格 (前項1.の番号と同じ)				
		①	②	③	④	⑤
1 入学志願書 / 振込証明書 (願書裏面に貼付け)	様式1	○	○	○	○	○
2 小論文課題解答表紙	様式2	○	○	○	○	○
3 卒業証明書(卒業見込証明書)	—	○	○	○	○	—

4	基礎科目履修(見込)証明書	様式3または4 ※1	○	○	○	—	—
5	実務経験申告書	様式5	△※2	○	○	○	○
6	実務経験証明書	様式6	△※2	○	○	○	○
7	成績証明書	—	△※3	—	—	—	—
8	実習履修確認書	様式7	△※4	—	—	—	—

- ※1
- ・ 出身校の書式でも可
- ※2
- ・ 相談援助業務の実務経験が1年以上で実習履修免除となる場合は提出。
 - ・ 実務経験の年数は、提出日現在で計算してください。なお、提出日の翌日以降、2023年3月31日までに規定年数に達する見込みの場合、書類上の日付を提出日現在とし、必ず見込みであることを明記してください。
 - ・ 実務経験申告書については、必ず各実務経験年数の合算年数を申告書下段該当欄[61]に記入してください。
 - ・ 実務経験証明書は、該当実務経験(施設、業務)毎に1枚ずつ作成してください(実務経験申告書に記入した職歴数分必要です。例えば、2施設にわたる実務経験の場合、実務経験申告書1枚に対し、実務経験証明書は2枚必要です)。
 - ・ 実務経験証明書に記入する、厚生労働省令で定められた相談援助業務の範囲と各該当コードについては「Ⅲ. 入学資格に関する資料」をご確認下さい。
 - ・ 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 「生活支援員(生活指導員)・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員(生活指導員)・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 就業施設・機関において実務経験証明書を作成いただく際には、必ず本入試要項の「Ⅲ. 入学資格に関する資料」を当該施設・機関担当者に提示した上で、該当する法律、通知等を十分に確認の上、作成下さい。
 - ・ 実務経験に虚偽等があった場合、社会福祉士資格取得後であっても、本学修了認定、及び社会福祉士資格取得が取り消される場合があります。くれぐれも誤りのないようご留意下さい。
- ※3
- ・ 出身校で「相談援助実習」、「相談援助実習指導」をあわせて履修し、実習履修免除となる場合は提出。
- ※4
- ・ 相談援助業務の実務経験が1年未満で実習該当となる場合は提出。

(注意事項)

- 1) 各証明書は発行から3か月以内のものを添付してください。
- 2) 提出する書類は、入力もしくは、ボールペンで記入してください。消せるボールペン等は使用しないでください。
「実務経験申告書」および「実務経験証明書」については、本学所定の様式を使用してください。
- 3) いずれも、旧姓の証明であっても差し支えありません(戸籍抄本等の提出は不要)。ただし、「入学志願書」の「旧姓」欄に、必ず旧姓を記入してください。
- 4) 出願後に氏名・住所・電話番号等が変更になった場合は、本学まで、至急ご連絡ください。

社会福祉士一般養成課程(通信)1年9か月

(1) 出願資格

- ① 4年制大学(4年)を卒業した者、または3月卒業見込みの者
- ② 短期大学等(3年)修業+厚生労働省指定施設*における相談援助業務に1年以上従事した者
- ③ 短期大学等(2年)修業+厚生労働省指定施設*における相談援助業務に2年以上従事した者
- ④ 厚生労働省指定施設*における相談援助業務が4年以上ある者

[備考]

- 4年制大学、短期大学・専修学校等は、福祉系、一般系を問いません。
- *印の厚生労働省指定施設とは、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)第2条に規定される施設をいいます。(「Ⅲ. 入学資格に関する資料」参照)
- 卒業証明について、入学試験時に見込証明であった者は、卒業証明書(出身学校長の証明・発行するもの: 原本)を提出しなければなりません。
- 実務経験証明について、入学試験時に見込証明であった者は、入学年度4月1日以降の日付で実務経験証明書を作成・提出しなければなりません。

(2) 出願書類一覧

書類の種類	該当様式	出願資格 (1) 出願資格の番号と同じ)			
		①	②	③	④
1 入学志願書/振込証明書(願書裏面に貼付け)	様式1	○	○	○	○
2 小論文課題解答表紙	様式2	○	○	○	○
3 卒業証明書(卒業見込証明書)	—	○	○	○	—
4 実務経験申告書	様式5	△※1	○	○	○
5 実務経験証明書	様式6	△※1	○	○	○
6 成績証明書	—	△※2	—	—	—
7 実習履修確認書	様式7	△※3	—	—	—

- ※1
- ・ 相談援助業務の実務経験が1年以上で実習履修免除となる場合は提出。
 - ・ 実務経験の年数は、提出日現在で計算してください。なお、提出日の翌日以降、2023年3月31日までに規定年数に達する見込みの場合、書類上の日付を提出日現在とし、必ず見込みであることを明記してください。
 - ・ 実務経験申告書については、必ず各実務経験年数の合算年数を申告書下段該当欄に記入してください。

- ・ 実務経験証明書は、該当実務経験(施設、業務)毎に1枚ずつ作成してください(実務経験自己申告書に記入した職歴数分必要です。例えば、2施設にわたる実務経験の場合、実務経験申告書1枚に対し、実務経験証明書は2枚必要です)。
 - ・ 実務経験証明書に記入する、厚生労働省令で定められた施設の相談援助業務の範囲と各該当コードについては、「Ⅲ.入学資格に関する資料」をご確認下さい。
 - ・ 「児童指導員」のうち、保育士から継続して児童指導員となり、「入所者の保護に直接従事する児童指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 「保育士」のうち、「入所者の保護に直接従事する保育士」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 「生活支援員(生活指導員)・指導員」のうち、「介護等の業務を行う生活支援員(生活指導員)・指導員」として介護福祉士国家試験を受験した方は、その実務経験をもって相談援助業務実務経験とすることはできません。
 - ・ 就業施設・機関において実務経験証明書を作成いただく際には、必ず本入試要項の「Ⅲ.入学資格に関する資料」を当該施設・機関担当者に提示した上で、該当する法律、通知等を十分に確認の上、作成下さい。
 - ・ 実務経験に虚偽等があった場合、社会福祉士資格取得後であっても、本学修了認定、及び社会福祉士資格取得が取り消される場合があります。くれぐれも誤りのないようご留意下さい。
- ※2 ・ 出身校で「相談援助実習」、「相談援助実習指導」をあわせて履修し、実習履修免除となる場合は提出。
- ※3 ・ 相談援助業務の実務経験が1年未満で実習該当となる場合は提出。

(注意事項)

- 1) 各証明書は発行から3か月以内のものを添付してください。
- 2) 提出する書類は、入力もしくは、ボールペンで記入してください。消せるボールペン等は使用しないでください。
「実務経験申告書」および「実務経験証明書」については、本学所定の様式を使用してください。
- 3) いずれも、旧姓の証明であっても差し支えありません(戸籍抄本等の提出は不要)。ただし、「入学志願書」の「旧姓」欄に、必ず旧姓を記入してください。
- 4) 出願後に氏名・住所・電話番号等が変更になった場合は、本学まで、至急ご連絡ください。

(3) 科目読替(履修認定)について

下記の所定の条件を満たした者は、所定の手続きをとることによって、履修科目の一部が免除される場合があります。

(イ) 既修得科目の履修認定

本学への入学以前に在籍していた学校、学部における既修得科目について、所定の条件の下で、履修認定を行います。

※本学への入学に先立って他の学校等において履修した科目は、入学者からの申請に基づき、学修内容の評価を行った上で、本学における教育内容に相当すると認められる場合には、本学における科目の履修に替えることが出来ます。

※履修認定された科目については、本学在籍中の科目履修が免除されます。

※履修認定の申請を希望する者は、入学に際して入学手続き締め切り日までに、既修得科目に係るシラバス、成績表等所定の書類を提出しなければなりません。

※必要な手続きが行われなかった場合、履修認定は行えません。あくまで提出された書類に基づいて審査を行います。

※申請内容に対する審査、判定を行った上で決定されますので、申請された科目について、認定を予め保証することは出来ません。

(ロ)履修認定に関する制限事項

既修得科目に関する履修認定については、下記制限の範囲内で履修認定を行います。

※履修認定の取り扱いを行う科目数(科目履修時間)については、本学における総履修時間の2分の1以内に限るものとします。

※ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習については、どちらか一方の科目のみを履修認定の取り扱い対象とすることは出来ないものとします。したがって、両方の科目を同時に履修認定できない場合(いずれか一方の科目でも履修認定が行えない場合)、いずれの科目についても、履修が必要となります。

(ハ)履修読替の範囲

指定科目等名	読替の範囲
医学概論	医学一般、医学知識、人体の構造(・)機能(・)疾病、人体の構造と機能及び疾病
心理学と心理的支援	①心理学、心理学理論と心理的支援 ②臨床心理学及び発達心理学の2科目
社会学と社会システム	①社会学、社会理論と社会システム ②家族社会学及び地域社会学の2科目
社会福祉の原理と政策	社会福祉、福祉政策、社会福祉政策、現代社会と福祉
社会保障	社会保障制度、社会保障サービス
権利擁護を支える法制度	①権利擁護と成年後見、権利擁護と成年後見制度 ②権利擁護及び成年後見制度、成年後見、民法総則、民法総論のうちいずれかの2科目
地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉、地域福祉の理論と方法 ②地域福祉及びコミュニティワーク、またはコミュニティソーシャルワークのうちいずれかの2科目
高齢者福祉	介護保険、介護保険制度、介護保険サービス、高齢者福祉制度、高齢者福祉サービス、老人福祉、老人福祉制度、老人福祉サービス、高齢者に対する支援と介護保険制度
障害者福祉	障害者福祉制度、障害者福祉サービス、障害福祉、障害福祉制度、障害福祉サービス、障害児(・)者福祉、障害児(・)者福祉制度、障害児(・)者福祉サービス、障害者に対する支援と障害者自立支援制度
児童・家庭福祉	児童家庭福祉、児童(・)家庭福祉制度、児童(・)家庭福祉サービス、児童福

	社、児童福祉制度、児童福祉サービス、家庭福祉、家庭福祉制度、家庭福祉サービス、児童(・)家庭に対する支援と児童(・)家庭福祉制度、子ども家庭福祉、こども家庭福祉、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
貧困に対する支援	公的扶助、生活保護、生活保護制度
保健医療と福祉	保健医療、保健医療制度、医療制度、保健医療サービス、医療福祉、医療ソーシャルワーク
刑事司法と福祉	更生保護、更生保護制度、司法福祉
ソーシャルワークの基盤と専門職	社会福祉援助技術演習、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの基盤と専門職
ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	、相談援助、相談援助の基盤と専門職
ソーシャルワークの理論と方法	社会福祉援助技術、ソーシャルワーク、ソーシャルワークの理論と方法、相談
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	援助、相談援助の理論と方法
社会福祉調査の基礎	社会調査、社会福祉調査、社会調査の基礎
福祉サービスの組織と経営	福祉経営、福祉運営管理、福祉管理運営、社会福祉経営、社会福祉運営管理、社会福祉管理運営、社会福祉施設経営
ソーシャルワーク演習	相談援助技術演習、社会福祉援助技術演習、社会福祉演習、相談援助演習、
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習
ソーシャルワーク実習指導	相談援助現場実習指導、相談援助技術実習指導、相談援助技術現場実習指導、社会福祉援助技術実習指導、社会福祉援助技術現場実習指導、社会福祉実習指導、社会福祉現場実習指導、相談援助実習指導、ソーシャルワーク現場実習指導
相談援助実習	相談援助現場実習、相談援助技術実習、相談援助技術現場実習、社会福祉援助技術実習、社会福祉援助技術現場実習、社会福祉実習、社会福祉現場実習、相談援助実習、ソーシャルワーク現場実習

※指定科目に表記された各科目に関する教育内容が網羅されている場合に限る。

4.入学検定料および納入方法

次の金額を下記の銀行口座に振り込んで下さい。

■振込金額

10,000 円

■振込先

振込銀行: 三井住友銀行 梅田支店

口座名: 学校法人 平成医療学園

(ガッコウホウジン ヘイセイイリョウガクエン)

預金種目：普通

口座番号：9780586

※振り込み人の欄には受験者の名前を明記してください。

※振り込みが完了した事を証する書類(ATM領収書でも可)を入学志願書(様式1)裏面に貼付けて提出してください。

※振り込み時に必要な振り込み手数料は出願者が負担してください。

※入学検定料は理由の如何に関わらず返金いたしません。

5. 入学金等免除制度

(1) 入学検定料免除対象者

① 全国柔整鍼灸協同組合の会員からの推薦がある者

(2) 入学検定料及び入学金免除対象者

① 学校法人平成医療学園の設置する学校を卒業(修了)、卒業(修了)見込みの者または在学生・卒業生の2親等以内の者

② 全国柔整鍼灸協同組合会員の2親等以内の者

(注意)

・対象者には申請書(本学所定用紙)を交付しますので、お申し出ください。

E-mail:sw-info@tumh.ac.jp

6. 選考方法

選考は、出願資格要件についての書類審査、および、小論文課題の審査によって行います。

小論文課題

入学を希望した動機及び、日本の人口は2008年以降に減少に転じ、年々減ってきています。人口のバランスが崩れ、さまざまな社会課題が浮き彫りとなりました。「少子高齢化」「人口減少」「未婚化・晩婚化」についてあなたの考えを述べなさい。

(〔様式2〕小論文課題解答表紙 900～1000字程度)

7. 出願手続

宝塚医療大学社会福祉士養成課程への入学を志願する場合は、入学検定料(銀行振込み：学校指定口座)を事前に納入の上、出願書類を、封筒(角2(A4)：各自で用意願います)に一括し、提出してください。

い(出願期間締切日必着)。

※出願後に氏名・住所・電話番号等が変更になった場合は、本学まで至急ご連絡をお願いいたします。

8.出願書類の送付先

郵便局から簡易書留で送付してください。

枠内を切り取って、封筒に貼付し郵送してください。

〒666-0162

兵庫県宝塚市花屋敷緑ガ丘 1

宝塚医療大学社会福祉士養成課程

入学試験係 行

TEL 072-736-8630

FAX 072-736-8659

9.合格発表から入学手続きまで

(1)合格発表

合否結果を発表日に速達書留にて全員に郵送します。

なお、電話等による合否結果の問い合わせには、一切お応えできませんのでご了承ください。

(2)入学手続きについて

合格者には、選考結果の通知と共に、入学手続きに必要な書類等を送付いたしますので、所定の期日までに手続きを完了してください。所定の期日が過ぎた場合は、入学を辞退したものとみなします。入学手続きについての詳細は、合格者に対して送付する入学手続き書類で確認してください。

10.個人情報取扱いに関して

(1)利用目的

入学試験の出願にあたってお知らせいただいた住所、氏名その他個人情報は、以下の目的で使用します。

- 1.本学情報の提供から入学試験を含む入学までの一連の業務
- 2.入学後の本学事務業務、各種案内や連絡

(2)開示・訂正などについて

お知らせいただいた住所、氏名その他個人情報の開示は、請求された方がご本人であることを確認の上で行います。またその結果、個人情報の記載に誤りがある場合は速やかに訂正を行います。

開示・訂正などの請求に関しては所定の手続きがあります。詳細は本学までお問い合わせください。

11.身体に障がいのある場合

本学に入学を志願する方のうち、身体に障がいを有する方で受験上、または就学上特別の配慮を必要とする者は、出願開始日までに本学入学試験担当係まで文書で照会してください。なお、出願開始日以降に|受験上または就学上特別の配慮が必要となった者は、速やかに本学担当者までお知らせください。